特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 7 | 介護保険事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県湖西市長

公表日

令和5年2月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

介護保険事務

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。

〇介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出 に対する応答に関する事務。具体的には、以下の事務となる。

- ・被保険者に係る届出の受理
- ・届出に係る事実についての審査
- ・届出に対する応答に関する事務

〇介護保険法による被保険者証又は負担割合証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く)。具体的には、以下の事務となる。

- ・被保険者証に関する事務
- ・負担割合証に関する事務

〇介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付、又は同条第三号の市町村特別給付の支給、介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する事務。具体的には、以下の事務となる。

- 介護給付の支給に関する事務
- ・予防給付の支給に関する事務
- ・市町村特別給付の支給に関する事務
- ・地域支援事業の実施に関する事務

〇介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法 第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審 査又はその申請に対する応答に関する事務。具体的には、以下の事務となる。

- 要介護認定の申請の受理
- ・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理
- ・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理
- 申請に係る事実についての審査に関する事務
- ・申請に対する応答の事務

〇介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法 第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実について の審査又はその申請に対する応答に関する事務。具体的には、以下の事務となる。

- 要支援認定の申請の受理
- ・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理
- ・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理
- ・申請に係る事実についての審査に関する事務
- ・申請に対する応答の事務

〇介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務。具体的には、以下の事務となる。

- ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理
- ・申請に係る事実についての審査に関する事務
- ・申請に対する応答の事務

○介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス 費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関 する事務。具体的には、以下の事務となる。

- ・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理
- ・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理
- ・申請に係る事実についての審査に関する事務
- ・申請に対する応答の事務

②事務の概要

〇介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務。具体的には、以下の 事務となる。 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ○介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務。具体的には、 以下の事務となる。 ・保険給付の支払の一時差止に関する事務 〇介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 〇介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務。 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務 ○国民健康保険団体連合会に関する事務。具体的には、以下の事務となる。 •資格記録管理業務 •保険料納付記録管理業務 • 受給者管理業務 ·給付実績管理業務 •保険者事務共同処理業務 ※当市では、「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託を して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給 者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 ○サービス検索・電子申請機能における事務の内容 介護保険業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(以降、電子申請データと呼 ぶ)と電子申請時の本人の真正性確認、申請書の印刷 MCWEL介護保険システム ・中間サーバ ③システムの名称 ・団体内統合宛名システム

・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

【データ】

- 1. 介護保険情報ファイル(MCWEL介護保険システム内)
- 2. 電子申請データ

【紙媒体】

- 1. 介護保険住所地特例(適用・変更・終了)届(様式第5号)
- 2. 介護保険被保険者証交付申請書(様式第6号)
- 3. 介護保険被保険者証等再交付申請書(様式第7号)
- 4. 介護保険(要介護認定·要支援認定·要介護更新認定·要支援更新認定)申請書(様式第8号)
- 介護保険要介護認定·要支援認定区分変更申請書(様式第10号)
- 6. 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(様式第12号)
- 7. 介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書(様式第16号)
- 8. 介護保険負担限度額認定申請書(様式第17号)
- 9. 介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)(様式第18号)
- 10. 介護保険特定入所者介護(支援)サービス費差額支給申請書(様式第19号)
- 11. 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(様式第21号)
- 12. 小規模多機能型居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(様式第24号)
- 13. 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(様式第25号)
- 14. 介護保険基準収入額適用申請書(様式第26号)
- ※様式第〇号とあるものは、湖西市介護保険条例施行規則における様式である。

| _ | Acres 1 | | - |
|---------|----------|-------------|---|
| | | (番号の利 | - |
| | 111-11-1 | へ 名字 コーリーかけ | |
| | | | |

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第1の68項(介護保険)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する 実施する] ①実施の有無 2) 実施しない

3) 未定

情報照会 番号法別表第二 93.94 ②法令上の根拠

情報提供 番号法別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部 高齢者福祉課

②所属長の役職名 課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

TEL: 053-576-1104

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

TEL: 053-576-1104

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|--------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | | 令和4年2月28日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者勢 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和4年2月28日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | |
|--|---------------|-----------|-------|---|---------------------------------|--|--|
| [基礎項目評価 | 書及び重 り | 点項目評価書] | | <選択肢> 1)基礎項目評(2)基礎項目評(3)基礎項目評(| 西書 西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(| 青報提供 | ネットワークシステ | ームを通じ | た入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入す 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱い | の委託 | | | []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残さ∤ | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や | 情報提供ネットワー | クシステム | | []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入す 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | :の接続 | | []接続しない(入手) | []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され | _ | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | (133 LD 04) | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [] | 内部監査 [] | 外部監査 | | |
| 9. 従業者に対する教育・日 | 8発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | <選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行って 3)十分に行って | こいる | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|-----------|------------|
| 及文日 | | 女文刊 が記載 | 文文 故》記載 | 16 LINT M | 近日は対対し対の問う |
| 平成28年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長 | 笹瀬 浩高 | 疋田 行彦 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長 | 疋田 行彦 | 三浦 祐治 | 事後 | |
| 平成29年10月1日 | I 関連情報 5. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長 | 三浦 祐治 | 石田 裕之 | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ・MCWEL介護保険システム | ・MCWEL介護保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名システム | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイ ル名 | 介護保険情報ファイル | [データ] 1. 介護保険情報ファイル(MCWEL介護保険システム内) [無媒体] 1. 介護保険情報ファイル(MCWEL介護保険システム内) 1. 介護保険住所地特例(適用・変更・終了)届(様式第5号) 2. 介護保険保険者証交有では、 | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 | 請求先 湖西市役所 企画部 情報政策課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268 番地 TEL: 053-576-2312 | 請求先 湖西市役所 健康福祉部 長寿介護 課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268 番地 TEL: 053-576-1104 | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年11月30日 | 平成29年12月1日 | 事後 | |
| | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年11月30日 | 平成29年12月1日 | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故 | 発生なし | 発生あり | 事後 | |
| 平成29年12月7日 | Ⅲしきい値判断結果 | 基礎項目評価の実施が義務付けられ る | 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成29年12月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成29年12月1日 | 平成30年4月1日 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱしきい値判断項目 3. 重大事故 | 発生あり | 発生なし | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅲ しきい値判断結果 | 基礎項目評価及び重点項目評価の実 施が義務付けられる | 基礎項目評価の実施が義務付けられ る | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実績機関における担 当部署 ②所属長の役職名 | 長寿介護課長 石田 裕之 | 課長 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | Ⅳ リスク対策 | _ | 《新設》 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉部 長寿介護課 | 健康福祉部 高齢者福祉課 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請求先 | 湖西市役所 健康福祉部 長寿介護課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 TEL: 053-576-1104 | 湖西市役所 健康福祉部 高齡者福祉課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 TEL: 053-576-1104 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイ ルの取り扱いに関する 問い合わせ | 湖西市役所 健康福祉部 長寿介護課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 TEL: 053-576-1104 | 湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 TEL: 053-576-1104 | 事後 | |
| | 連絡先 | | | | |
| 令和3年4月1日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | |
| 令和4年5月31日 | 表紙 公表日 | 平成27年12月15日 | 令和4年5月31日 | 事後 | |
| 令和4年5月31日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和4年2月28日 | 事後 | |
| 令和5年2月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (右の内容を追記) | 〇サービス検索・電子申請機能における事務の 内容 介護保険業務において必要となる申請内容、個 人番号や個人情報の取得(以降、電子申請 データと呼ぶ)と電子申請時の本人の真正性確 認、申請書の印刷 | 事前 | |
| 令和5年2月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ・MCWEL介護保険システム ・中間サーバ・団体内統合宛名システム | ・MCWEL介護保険システム ・中間サーバ ・団体内統合宛名システム ・サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 令和5年2月24日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイ ル名 | 【データ】 1. 介護保険情報ファイル(MCWEL介護保険システム内) | 【データ】 1. 介護保険情報ファイル(MCWEL介護保険システム内) 2. 電子申請データ | 事前 | |